

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
CryoEMコンソーシアム細則

令和6年 2月28日

所長会議決定

改正 令和6年10月31日

(総則)

第1条 この細則は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構CryoEMコンソーシアム規約（令和6年2月28日制定。以下「規約」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(企業法人会員の呼称及び参加料)

第2条 規約第4条第1項第2号に定める企業法人の会員（以下「企業法人会員」という。）の呼称及び参加料については、下記の3種類とする。

1 プラチナ会員

- (1) 参加料を一事業年度あたり100万円とする。
- (2) 国内外の電顕分野をリードする研究者を招聘、講師として開催する「CryoEMセミナー」に参加することができる。
- (3) SBRCが独自に入手したCryoEMの動向に関する情報提供を受けることができる。
- (4) クライオ電顕実験棟にある機器（クライオ電子顕微鏡を除く）及び生化学用実験室の実験台の一区画が短期利用できる。ただし消耗品については会員の負担とする。
- (5) SBRCの研究者から、高度に専門的な技術支援を年間15時間まで無料かつ個別に受けることができる。ただしコンソーシアムの趣旨、目的に限定したものに限る。

2 シルバー会員

- (1) 参加料を一事業年度あたり50万円とする。
- (2) 国内外の電顕分野をリードする研究者を招聘、講師として開催する「CryoEMセミナー」に参加することができる。
- (3) SBRCが独自に入手したCryoEMの動向に関する情報提供を受けることができる。
- (4) クライオ電顕実験棟にある生化学用実験室の実験台の一区画が短期利用できる。ただし消耗品については会員の負担とする。
- (5) SBRCの研究者から、技術支援を年間10時間まで無料かつ個別に受けることができる。ただしコンソーシアムの趣旨、目的に限定したものに限る。

3 ブロンズ会員

- (1) 参加料を無料とする。
- (2) 国内外の電顕分野をリードする研究者を招聘、講師として開催する「CryoEMセミナー」に参加することができる。
- (3) SBRCが独自に入手したCryoEMの動向に関する情報提供を受けることができる。

(企業法人会員に係るオプション)

第3条 企業法人会員は、以下の各号に定める内容をオプションとして付加することができる。

- (1) SBRCが独自開発し、Amazon Web Service (AWS) 等のパブリッククラウドコンピューティングサービス上で構築したクライオ電子顕微鏡向け解析プラットフォームにアクセスすることができる。また、このプラットフォーム上で動作する創薬向け全自動単粒子解析計算ワークフローを利用することができる。ただし、本プラットフォームを利用する上で、それぞれのユーザーが個別のパブリッククラウドコンピューティングサービスのアカウントを持つことが前提となっており、このサービスアカウントでの利用料のサービス提供者に対する支払いはユーザー自身が個別に行うものとし、かつその利用料は次項に定める参加料には含まれない。
 - (2) SBRCの開発者から、前号に規定するプラットフォームに関連するハンズオンワークショップを個別に受けることができる。
- 2 前項のオプションの料金は一事業年度あたり100万円とし、第2条に定める参加料とは別に支払うものとする。

(企業法人会員以外の会員への便宜供与)

第4条 規約第6条第1項第3号に定める「SBRCの研究者からの技術支援」について、希望者には、以下の各号に定める内容を提供する。

- (1) SBRCが独自開発し、Amazon Web Service (AWS) 等のパブリッククラウドコンピューティングサービス上で構築したクライオ電子顕微鏡向け解析プラットフォームにアクセスすることができる。また、このプラットフォーム上で動作する創薬向け全自動単粒子解析計算ワークフローを利用することができる。ただし、本プラットフォームを利用する上で、それぞれのユーザーが個別のパブリッククラウドコンピューティングサービスのアカウントを持つことが前提となっており、このサービスアカウントでの利用料のサービス提供者に対する支払いはユーザー自身が個別に行うものとする。
 - (2) SBRCの開発者から、前号に規定するプラットフォームに関連するハンズオンワークショップを個別に受けることができる。
- 2 パブリッククラウドコンピューティングサービスに係るサービスアカウントの利用料のサービス提供者に対する支払い部分を除き、前項に係る料金は無料とする。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、主査が定める。

附 則 (施行期日)

この細則は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則 (施行期日)

この細則は、令和6年10月31日から施行する。